

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	3	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴う所要の措置	
見直し内容 (概要)	<p>小規模企業者等設備導入資金助成法(以下「小規模設金法」という。)の廃止に伴う所要の措置を講じる。 本要望が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。(国税との自動連動を図る。)</p>	
〔関係条文〕	〔地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 同法第734条〕	
増収見込額	[平年度] (-) [改正増減収額]	(単位：百万円)
廃止又は縮減の理由	<p>小規模設金法に基づき都道府県における貸与機関が行う資金貸付け、設備貸与及び設備貸与事業として行う設備の販売業については、非収益事業とされている。また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき貸与機関が実施する特別貸付けについて、消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税が認められている。</p> <p>小規模設金法は、平成27年3月31日をもって廃止することとされているところ、小規模設金法に基づき貸与機関が行う資金貸付け、設備貸与及び設備貸与事業として行う設備の販売業については、法人税法施行令第5条第1項第1号ロ、第3号又及び第4号ハに個別に列挙されているため、これらの業務については、平成27年3月31日付けで同条第1項第1号、第3号及び第4号から削除するなど所要の措置が必要である。</p>	
ページ		—